

議案第 33 号

大田市立認定こども園条例制定について

大田市立認定こども園条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市立認定こども園条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、大田市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
大田市立おおだこども園	幼稚園部	大田市大田町大田イ597番地
	保育園部	大田市大田町大田イ575番地7

(保育料)

第3条 認定こども園に入所する児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

3 前項に規定する保育料のうち保護者が負担する額は、法第27条

第3項第2号に規定する政令で定める額の最も高い額を上限として、規則で定める額とする。

(保育料の減免)

第4条 市長は、特別の事由があると認めるときは、保育料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 認定こども園の入園に関する手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(大田市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 大田市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大田市立大田保育園の項を削る。

(大田市立学校設置に関する条例の一部改正)

- 4 大田市立学校設置に関する条例（平成17年大田市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第22条」及び「並びに幼稚園」を削る。

第2条中「並びに幼稚園」を削る。

別表中

「

3 幼稚園

幼稚園名	所在地
大田市立大田幼稚園	大田市大田町大田イ 5 9 7 番地

」を

削る。

（大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部改正）

- 5 大田市子ども・子育て支援推進会議条例（平成 2 5 年大田市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「幼稚園」を「認定こども園」に改める。

（大田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

- 6 大田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 7 年大田市条例第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市立学校」を「市が設置する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（小学校及び中学校に限る。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

第 2 条第 1 項中「以下「教育委員会」」を「幼保連携型認定こども園の学校医等にあつては、市長。以下「教育委員会等」」に改め、同条第 2 項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第 4 条中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第 5 条中「教育委員会規則」の次に「（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る事項にあつては、規則）」を加える。

大田市立認定こども園条例制定に関する説明資料

1 制定の理由

大田市立大田保育園及び大田市立大田幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園を新たに設置するため、条例を制定する。

2 制定の内容

(1) 第1条（設置）

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、大田市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置することを規定

(2) 第2条（名称及び位置）

認定こども園の名称及び位置を規定

名称	位置	
大田市立おおだこども園	幼稚園部	大田市大田町大田イ597番地
	保育園部	大田市大田町大田イ575番地7

(3) 第3条（保育料）

① 認定こども園に入所する児童の保護者は、保育料を納付しなければならないことを規定

② ①の保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とすることを規定

- ③ ②に規定する保育料のうち保護者が負担する額は、政令で定める額の最も高い額を上限として、規則で定める額とすることを規定

(4) 第4条（保育料の減免）

市長は、特別の事由があると認めるときは、保育料を減免することができることを規定

(5) 第5条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定

3 施行期日等

- (1) 令和9年4月1日から施行する。ただし、準備行為の規定は、公布の日から施行する。
- (2) 認定こども園の入園に関する手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- (3) 大田市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正
- ・大田市立保育所の名称及び位置の表から、「大田市立大田保育園」の項を削り、当該園を廃止する。
- (4) 大田市立学校設置に関する条例の一部改正
- ・「幼稚園」に関する規定を削除し、「大田市立大田幼稚園」を廃止する。
- (5) 大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部改正
- ・大田市子ども・子育て支援推進会議が所掌する事務のうち「幼稚園、保育所等の利用定員の設定に関し意見を述べること。」を「認定こども園、保育所等の利用定員の設定に関し意見を述べること。」に改める。
- (6) 大田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正
- ・幼保連携型認定こども園の学校医等を対象に加える改正を行う。

議案第 3 4 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の給与に関する条例（平成１７年大田市条例第４８号）
の一部を次のように改正する。

別表第３中「１，０８０円」を「１，４４０円」に改める。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大田市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。
- ２ この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

大田市職員の給与に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

災害対策基本法に基づく避難指示区域等の危険区域において、救助活動などに従事する職員に対する特殊勤務手当の適切な支給について、国から通知があったことを踏まえ、これに準じた所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

災害応急作業等業務に係る特殊勤務手当の額を以下のとおり改定する。

区分	現行	改定後
災害応急作業等業務	日額 1,080 円	日額 1,440 円
	次のいずれかに該当する場合は、上記の額に、それぞれに定める額を加算して支給するものとする（同一日において、次のいずれにも該当する場合は、イに定める額を加算する。）。 ア 夜間（日没時から日出時までの間をいう。）に作業が行われた場合 100 分の 50 に相当する額 イ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域、又は市長が著しく危険と認める区域で作業が行われた場合 100 分の 100 に相当する額	

（別表第 3）

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 3 5 号

大田市立学校施設等使用条例等の一部を改正する条例制定について

大田市立学校施設等使用条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市立学校施設等使用条例等の一部を改正する条例

(大田市立学校施設等使用条例の一部改正)

第1条 大田市立学校施設等使用条例（平成17年大田市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	使用料（1時間当たり）
体育館	400円

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 3 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下（前2号に規定するものを除く。）が使用する場合は、この限りでない。
- 4 体育館の2分の1を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。
- 5 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 6 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(大田市山村留学センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 大田市山村留学センターの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

(1) 留学生室、外来者宿泊室

施設名	使用形態	使用料（1人当たり）
留学生室	長期の山村留学活動で使用する場合	月額 42,000円
	上記以外で使用する場合	1泊 3,300円
外来者宿泊室	長期の山村留学活動以外で使用する場合	1泊 3,300円

備考

- 1 長期の山村留学活動で使用する場合の使用料は、月の中途において使用を始め、又は終了する場合においても1月として計算する。
- 2 長期の山村留学活動で使用する場合の8月分の使用料は、徴収しない。
- 3 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(2) 研修室

施設名	使用料（1時間当たり）
研修室A（ステージを含む。）	500円
研修室B	500円
研修室C	500円

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 3 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 4 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 大田市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

馬路地区体育館	大田市仁摩町馬路836番地1
湯里地区体育館	大田市温泉津町湯里1655番地

」を

「

湯里地区体育館	大田市温泉津町湯里1655番地
---------	-----------------

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第10条関係）

施設名	使用料（1時間当たり）
大田市民第2球場	600円
大田運動公園	600円
湯里地区体育館	400円
井田地区体育館	400円
大代地区体育館	400円
富山地区体育館	400円
池田地区体育館	400円
五十猛地区体育館	400円
鳥井地区体育館	400円

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。ただし、大田運動公園を使用する場合は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。
- 3 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校生以下（前

2号に規定するものを除く。)が使用する場合は、この限りでない。

4 営利を目的として使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。

5 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。

6 多目的広場又は体育館の2分の1を使用する場合は、この表に定める金額(前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額)の5割相当額とする。

7 別表第1に規定する使用時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額(前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額)の2割相当額を加算する。

8 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

9 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例(平成17年大田市条例第171号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
櫛島森林公園	大田市温泉津町温泉津イ337番地周辺区域

別表第2を次のように改める。

別表第2(第8条関係)

有料施設の 名称	区分		単位	使用料
林間キャンプ場	宿泊	大人(中学生以上)	1泊1人につき	1,700円

	小人（小学生）	1泊1人につき	1, 200円
	宿泊以外	1区画につき（ 5人まで）	1, 700円

備考

- 1 宿泊以外の使用において、1区画につき6人以上使用する場合は、6人目から1人につき150円をこの表に定める金額に加算する。
- 2 宿泊の場合の使用時間は、午後3時から翌日の午前11時までとする。宿泊以外の場合の使用時間は、午前11時から午後3時までとする。
- 3 乳幼児の使用は、無料とする。
- 4 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（大田市営住宅条例の一部改正）

第5条 大田市営住宅条例（平成17年大田市条例第209号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第57条関係）

施設の名称	建設年度	使用料（1区画・月額）
高浜市営住宅駐車場	平成12年度	3, 200円
日ノ本市営住宅駐車場	昭和53年度	3, 200円

備考 金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（大田市一般市営住宅管理条例の一部改正）

第6条 大田市一般市営住宅管理条例（平成17年大田市条例第211号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

施設の名称	使用料（1区画・月額）
メゾン栄駐車場	3, 200円
ハイツ吉浦駐車場	3, 200円

備考 金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(大田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第7条 大田市特定公共賃貸住宅条例（平成17年大田市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第36条関係）

施設の名称	建設年度	使用料（1区画・月額）
高浜特定公共賃貸住宅駐車場	平成14年度	3,200円
清石特定公共賃貸住宅駐車場	平成4年度	3,200円

備考 金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第4条中大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

大田市立学校施設等使用条例等の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「大田市使用料及び手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、直営施設については3年ごとに使用料の見直しを行うこととしており、この度、定期見直しの時期を迎えることから、使用料を適正な料金に改定するため、所要の改正等を行うもの。

2 改正の内容（新旧比較表は別紙のとおり）

第1条 大田市立学校施設等使用条例

第2条 大田市山村留学センターの設置及び管理に関する条例

第3条 大田市体育施設の設置及び管理に関する条例

第4条 大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例

第5条 大田市営住宅条例

第6条 大田市一般市営住宅管理条例

第7条 大田市特定公共賃貸住宅条例

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。ただし、大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

新旧比較表

別紙

1 大田市立学校施設等使用条例

(1) 学校体育館 使用料 (単位：円／1時間当たり)

区分	現行	改正案
体育館	300	400

2 大田市山村留学センターの設置及び管理に関する条例

(1) 留学生室、外来者宿泊室 使用料 (単位：円／1人当たり)

施設名	使用形態	現行	改正案
留学生室	長期の山村留学活動で使用する場合	月額 36,000	月額 42,000
	上記以外で使用する場合	1泊 3,000	1泊 3,300
外来者宿泊室	長期の山村留学活動以外で使用する場合	1泊 3,000	1泊 3,300

(2) 研修室 使用料 (単位：円／1時間当たり)

施設名	現行	改正案
研修室A(ステージを含む。)	400	500
研修室B	400	500
研修室C	400	500

3 大田市体育施設の設置及び管理に関する条例

(単位：円／1時間当たり)

施設名	現行	改正案
大田市民第2球場	600	600 (変更なし)
大田運動公園	600	600 (変更なし)
馬路地区体育館	300	400
湯里地区体育館	300	400
井田地区体育館	300	400
大代地区体育館	300	400
富山地区体育館	300	400
池田地区体育館	300	400
五十猛地区体育館	300	400
鳥井地区体育館	300	400

4 大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例

(1) 林間キャンプ場 使用料

(単位：円)

区分		単位	現行	改正案
宿泊	大人(中学生以上)	1泊1人につき	1,400	1,700
	小人(小学生)	1泊1人につき	900	1,200
宿泊以外		1区画につき (5人まで)	1,400	1,700

(2) 櫛島森林公園の位置について小字を削除する。

現行	改正案
大田市温泉津町温泉津 <u>江島周辺区域</u>	大田市温泉津町温泉津 <u>イ337番地周辺区域</u>

5 大田市営住宅条例

(単位：円／1区画・月額)

施設の名称	現行	改正案
高浜市営住宅駐車場	3,143	3,200
日ノ本市営住宅駐車場	2,619	3,200

6 大田市一般市営住宅管理条例

(単位：円／1区画・月額)

施設の名称	現行	改正案
メゾン栄駐車場	3,143	3,200
ハイツ吉浦駐車場	3,143	3,200

7 大田市特定公共賃貸住宅条例

(単位：円／1区画・月額)

施設の名称	現行	改正案
高浜特定公共賃貸住宅駐車場	3,143	3,200
清石特定公共賃貸住宅駐車場	3,143	3,200

議案第 3 6 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例（平成 17 年大田市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、当該対象施設の用に供する」の次に「機械及び装置、」を加える。

附 則

この条例は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 29 号）附則第 1 条第 2 号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき、対象事業の用に供するための施設を設置し、承認事業を行う者に対する固定資産税の課税免除の対象資産に、当該家屋、構築物、それらの敷地となる土地に加え、機械及び装置を追加するもの。

(第3条)

3 施行期日

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第1条第2号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 37 号

大田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について

大田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

大田市認可地縁団体印鑑条例（平成 17 年大田市条例第 133 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「平成元年法律第 67 号」を「平成元年法律第 91 号」に改め、同条第 4 号中「第 260 条の 24」の次に「又は第 260 条の 25」を加える。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

大田市認可地縁団体印鑑条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 代理人について規定する条項の移動による改正

「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

(第 12 条)

3 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 38 号

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例の一部
を改正する条例制定について

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例の一部を改
正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例の一部
を改正する条例

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例（平成 17
年大田市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加
える。

(6) 非常災害時における前 2 号に掲げる事項に関する施策に関する
事項

第 11 条第 2 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例の一部
改正に関する説明資料

1 改正の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 一般廃棄物処理計画で定める事項の追加

1	一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	－
2	一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項	－
3	分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分	－
4	一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	－
5	一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項	－
6	非常災害時における前2号に掲げる事項に関する施策に関する事項	新規
7	その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項	－

(第10条)

(2) 引用条項の移動

「第3項」を「第4項」に改める。

(第11条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 39 号

大田市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

大田市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大田市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成 17 年大田市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定する保育料のうち保護者が負担する額は、法第 27 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額の最も高い額を上限として、規則で定める額とする。

別表第 1 大田市立池田保育園の項及び大田市立温泉津保育所湯里分園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

大田市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「大田市公立保育所再編基本計画」に基づき、池田保育園及び温泉津保育所湯里分園を廃止するため、所要の改正を行うもの。

併せて、保育料について、保護者が負担する額に関する規定を明確化するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 保育料のうち、保護者が負担する額を規則で定める旨の規定を追加する。

(第8条)

- (2) 大田市立保育所の名称及び位置の表から、大田市立池田保育園及び大田市立温泉津保育所湯里分園の項を削り、当該園を廃止する。

(別表第1)

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2(2)については、令和9年4月1日から施行する。

議案第 4 0 号

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例制定について

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

大田市企業立地奨励条例（平成 17 年大田市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「する」の次に「立地した事業所に勤務する」を加え、同条第 12 号中「認定企業が」の次に「立地した事業所における」を加え、同条第 13 号中「当該利用者」の次に「が立地した事業所」を加え、同条第 14 号中「認定企業が」の次に「立地した事業所における」を加える。

第 6 条第 1 項中「予算の範囲内で助成金を」を「第 2 条第 1 項第 10 号から第 14 号に掲げる助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、一の認定計画が第 4 条第 3 項第 2 号アからサに掲げる複数の事業にまたがるものであっても、助成金の種類は主たる事業に基づいて決定し、同号アに掲げる事業に係る助成金と、同号（アを除く。）に掲げる事業に係る助成金とは併給しない。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 助成金の交付額は、助成金の種類に応じ別表に定めるとおりとする。

第 7 条第 1 項第 4 号中「正当な理由」を「天災地変等の正当な理由」に改め、「、又は操業開始後 8 年以内に事業を休止したとき」を削り、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 操業開始後 8 年以内に事業を休止したとき。

第 7 条第 2 項中「交付を受けた企業」の次に「（第 10 条の規定により認定企業の地位を承継したものを含む。）」を加える。

第9条第1項第1号及び第2号中「認定企業が」の次に「立地した事業所における」を加え、同項第3号中「操業」を「立地した事業所における操業」に改める。

第10条第2号中「営業」を「立地した事業所における事業」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 立地した事業所における事業を会社分割した場合 その承継人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市企業立地奨励条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

大田市企業立地奨励条例に基づく助成金の交付等に関して、交付の要件や返還に関する規定等について、条文上の文言を整理するもの。

2 改正の内容

(1) 助成金に関する要件や対象に関すること

ア 助成金の交付要件である常用従業員と助成金の対象範囲とが立地した事業所に限ることを明文化する改正を行う。

(第2条第1項第8号、第12号から第14号まで)

イ 助成金の範囲を明確化するとともに、業種ごとに併給しないことを明文化する改正を行う。

(第6条第1項、第2項)

(2) 計画認定の取消しや助成金返還に関すること

ア 立地についての計画の認定の取消しに係る要件について、正当な理由の例が天災地変等であることなどを明文化する改正を行う。

(第7条第1項第4号から第7号まで)

イ 助成金の返還に関して、認定企業の地位を承継したものの対象に含む旨を明文化する改正を行う。

(第7条第2項)

(3) 認定企業が行う届出に関すること

ア 認定企業が行うこととしている届出の事由について、その対象範囲は立地した事業所であることを明文化する改正を行う。

(第9条第1項第1号から第3号まで)

(4) 認定企業の地位の承継に関すること

ア 認定企業の地位を承継したものの位置付けについて、明文化する改正を行う。

(第10条第2号、第3号)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

大田市やきものの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

大田市やきものの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市やきものの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

大田市やきものの里の設置及び管理に関する条例（平成 17 年大田
市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号を次のように改める。

(1) 火曜日及び水曜日。ただし、次のアからウまでに掲げる場合は、
当該アからウまでに定める日とする。

ア 火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178
号）に規定する休日（1 月 1 日を除く。以下「休日」という。
）である場合（ウに掲げる場合を除く。） その日後の最初の
日曜日、火曜日、水曜日若しくは土曜日又は休日（以下「日曜
日等」という。）でない日

イ 水曜日が休日である場合（ウに掲げる場合を除く。） その
日後の最初の日曜日等でない日

ウ 連続する火曜日及び水曜日がいずれも休日である場合 それ
らの日後の最初の日曜日等でない日及び当該日曜日等でない日
後の最初の日曜日等でない日

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

大田市やきものの里の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

やきものの里の指定管理の更新に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) やきものの里の休館日を改める。

現行	改正案
水曜日 (その日が休日の場合は、その翌日)	火曜日及び水曜日 (火曜日又は水曜日が休日の場合は、その翌日以後、直近の日曜日、火曜日、水曜日若しくは土曜日又は休日以外の日)
12月29日から翌年の1月3日まで	変更なし

※この表中「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。(ただし、1月1日を除く。)

(第7条)

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

議案第 4 2 号

大田市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

大田市都市公園条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市都市公園条例の一部を改正する条例

大田市都市公園条例（平成 17 年大田市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 11 条、第 18 条関係）

(1) 占用使用料（貸切りの場合）

公園及び施設名			使用料（1 時間当たり）
大田市 民公園	大田総合体育 館	競技場	3, 400 円
		柔道場	500 円
		剣道場	500 円
		卓球場	500 円
		トレーニング室	500 円
		研修室	300 円
	大田市民球場		700 円
	大田市民庭球場（1 面につき）		400 円
	弓道場		300 円
	大田市民プール		4, 000 円
	大田野外ホール		400 円
櫛島公 園	温泉津総合運動場		400 円
	温泉津総合体 育館	体育室	1, 000 円
		会議室	200 円
		ミーティングルー ム	200 円
仁摩健 康公園	仁摩多目的広場		800 円
	仁摩テニスコート（1 面につき）		400 円

備考

- 1 営利を目的として使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 2 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。
- 3 大田総合体育館（研修室を除く。）又は温泉津総合体育館体育室をアマチュアスポーツ以外に使用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。
- 4 大田総合体育館競技場又は温泉津総合体育館体育室の2分の1を使用する場合は、この表に定める金額（前3号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。
- 5 高校生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の5割相当額とする。
- 6 別表第1に規定する使用時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。
- 7 2日以上にわたり使用する場合において、原状回復を行わず他の使用を妨げるときは、使用されない時間も通常の使用とみなして計算する。
- 8 大田総合体育館競技場、柔道場、剣道場又は卓球場の冷暖房設備を使用する場合は、この表に定める金額の5割相当額を加算する。
- 9 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

10 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(2) 個人使用料（貸切りでない場合）

公園及び施設名			単位	使用料（1人当たり）
大田市民公園	大田総合体育館	競技場	1時間当たり	400円
		柔道場	1回当たり（3時間まで）	400円
		剣道場	1回当たり（3時間まで）	400円
		卓球場	1回当たり（3時間まで）	400円
		トレーニング室	1回当たり（3時間まで）	400円
	弓道場		1回当たり（3時間まで）	200円
	大田市民プール		1回当たり（3時間まで）	400円

備考

- 1 高校生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。ただし、乳幼児（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 別表第1に規定する使用時間を超えて施設を使用する場合は、この表に定める金額（第1号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。

4 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(3) 附属設備等使用料

公園及び施設名		区分	単位	使用料
大田 市民 公園	大田総合体 育館	放送設備	一式（１回当 たり）	2, 0 0 0 円
		シート	1 枚（１回当 たり）	2 0 0 円
		折りたたみ椅子	1 脚（１回当 たり）	3 0 円
		机	1 脚（１回当 たり）	5 0 円
		組立ステージ	一式（１回当 たり）	1, 3 0 0 円
		卓球台	1 台（１回当 たり）	2 0 0 円
	大田市民球 場	夜間照明灯	一式（１時間 当たり）	5, 5 0 0 円
		放 送 設 備 等	スコアボー ド全面使用	6 0 0 円
			スコアボー ド半面使用	3 0 0 円
			スコアボー ド未使用	1 5 0 円
	大田市民庭 球場（１面 につき）	夜間照明灯	一式（１時間 当たり）	6 0 0 円

仁摩 健康 公園	仁摩多目的 広場	夜間照明灯	一式（1時間 当たり）	5, 0 0 0 円
	仁摩テニス コート（1 面につき）	夜間照明灯	一式（1時間 当たり）	6 0 0 円

備考

- 1 夜間照明灯又は大田市民球場放送設備等の使用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

大田市都市公園条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「大田市使用料及び手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、指定管理施設については指定管理の更新ごとに使用料の見直しを行うこととしており、この度、定期見直しの時期を迎えることから、使用料を適正な料金に改定するため、所要の改正等を行う。

2 改正の内容（新旧比較表は別紙のとおり）

占有使用料（貸切りの場合）について、大田総合体育館競技場、大田市民プール及び温泉津総合体育館体育室の使用料を改定し、併せて、大田総合体育館競技場、柔道場、剣道場又は卓球場において、冷暖房設備を使用する場合の使用料の規定を新設する。

また、個人使用料（貸切りでない場合）について、大田総合体育館競技場、柔道場、剣道場、卓球場及びトレーニング室並びに大田市民プールの使用料を改定する。

（別表第3）

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

新旧比較表

別紙

別表第3(1) 占用使用料（貸切りの場合）

公園及び施設名		現行 使用料（1時間当たり）	改正案 使用料（1時間当たり）	差額
大田総合 体育館	競技場	2, 8 0 0 円	3, 4 0 0 円	+600 円
	柔道場	5 0 0 円	5 0 0 円	±0 円
	剣道場	5 0 0 円	5 0 0 円	±0 円
	卓球場	5 0 0 円	5 0 0 円	±0 円
	トレーニング室	5 0 0 円	5 0 0 円	±0 円
	研修室	3 0 0 円	3 0 0 円	±0 円
大田市民球場		7 0 0 円	7 0 0 円	±0 円
大田市民庭球場（1面につき）		4 0 0 円	4 0 0 円	±0 円
弓道場		3 0 0 円	3 0 0 円	±0 円
大田市民プール		3, 3 0 0 円	4, 0 0 0 円	+700 円
大田野外ホール		4 0 0 円	4 0 0 円	±0 円
温泉津総合運動場		4 0 0 円	4 0 0 円	±0 円
温泉津総合 体育館	体育室	8 0 0 円	1, 0 0 0 円	+200 円
	会議室	2 0 0 円	2 0 0 円	±0 円
	ミーティングルーム	2 0 0 円	2 0 0 円	±0 円
仁摩多目的広場		8 0 0 円	8 0 0 円	±0 円
仁摩テニスコート（1面につき）		4 0 0 円	4 0 0 円	±0 円

【新規規定】

大田総合体育館競技場、柔道場、剣道場又は卓球場の冷暖房設備を使用する場合は、この表に定める金額の5割相当額を加算する。

別表第3(2) 個人使用料(貸切りでない場合)

公園及び施設名		現行 使用料（1人当たり）	改正案 使用料（1人当たり）	差額
大田総合 体育館	競技場 1時間当たり	3 0 0 円	4 0 0 円	+100 円
	柔道場 1回当たり（3時間まで）	3 0 0 円	4 0 0 円	+100 円
	剣道場 1回当たり（3時間まで）	3 0 0 円	4 0 0 円	+100 円
	卓球場 1回当たり（3時間まで）	3 0 0 円	4 0 0 円	+100 円
	トレーニング室 1回当たり（3時間まで）	3 0 0 円	4 0 0 円	+100 円
弓道場 1回当たり（3時間まで）		2 0 0 円	2 0 0 円	±0 円
大田市民プール 1回当たり（3時間まで）		3 0 0 円	4 0 0 円	+100 円

議案第 4 3 号

大田市景観条例の一部を改正する条例制定について

大田市景観条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市景観条例の一部を改正する条例

大田市景観条例（平成 21 年大田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

第 20 条中「第 16 条第 7 項各号」を「第 16 条第 8 項各号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）附則第 1 条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

大田市景観条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

景観法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 引用条項の移動

「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

(第 10 条)

「第 16 条第 7 項各号」を「第 16 条第 8 項各号」に改める。

(第 20 条)

3 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第 1 条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 4 4 号

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

大田市立学校設置に関する条例（平成１７年大田市条例第８３号）
の一部を次のように改正する。

別表大田市立朝波小学校の項及び大田市立第三中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

大田市立学校設置に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

児童数の減少に伴い、朝波小学校と久手小学校を統合し、また、第三中学校を閉校するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

大田市立小学校の表から、大田市立朝波小学校の項を削る。

大田市立中学校の表から、大田市立第三中学校の項を削る。

(別表)

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

議案第 4 5 号

大田市森林総合利用施設高山キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

大田市森林総合利用施設高山キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市森林総合利用施設高山キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大田市森林総合利用施設高山キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成１７年大田市条例第１７０号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市森林総合利用施設高山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の廃止に関する説明資料

1 廃止の理由

管理すべき高山キャンプ場施設がなくなることから、条例を廃止するもの。

名称	位置	廃止理由
高山キャンプ場	大田市仁摩町大国高山 周辺区域	平成9年より施設を閉鎖しており、耐用年数が満了し解体を行うため。

2 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 4 6 号

第 3 次大田市総合計画基本構想の策定について

大田市総合計画策定条例（平成 2 9 年大田市条例第 1 9 号）第 8 条の規定に基づき、第 3 次大田市総合計画基本構想を別冊のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

(参考資料)

大田市総合計画策定条例（抜粋）

（議会の議決）

第8条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

議案第 4 7 号

大田葬斎場長寿命化改修工事（建築主体工事）請負変更契約の締結について

次のとおり、大田葬斎場長寿命化改修工事（建築主体工事）請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

項目	変更前	変更後
契約の目的	大田葬斎場長寿命化改修工事（建築主体工事）の請負	同左
契約の方法	一般競争入札	同左
契約の金額	137, 170, 000円	182, 584, 600円
契約の相手方	株式会社 はたの産業 代表取締役 波多野 瑠璃子 大田市大田町大田イ 6 6 0 番地 1 3	同左

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

大田葬斎場長寿命化改修工事（建築主体工事）請負変更契約の締結に関する説明資料

1 変更理由

施工前調査及び施工段階において判明した事項に対応するため、必要となった外壁・改修工事を変更・追加するもの。

また、当初別発注を予定していた外構工事を、本工事の追加工事として一体的に施工することから、下記のとおり工事費の増額をするもの。

2 変更の内容

工事費の増額

項目	変更前	変更後	増減額
契約の金額	137,170,000円	182,584,600円	45,414,600円

議案第 4 8 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

1 今回決定する損害賠償の額

1, 4 5 7, 7 4 6 円

支払い済みの損害賠償の額 2, 1 3 7, 4 2 8 円

損害賠償の額の合計額 3, 5 9 5, 1 7 4 円

2 相 手 方

大田市在住個人

3 事案の概要

令和 3 年 1 1 月 1 6 日に市道二中前線で発生した転落事故（以下「本件事故」という。）について相手方から提出された根拠（領収書や診断書等）に基づく損害賠償額を提示し、大田市が直接相手方と示談交渉を行ったが解決には至らなかった。

そのため、令和 6 年 3 月 2 5 日に代理人（弁護士）に委任し、文書にて再度損害賠償額の提示を行ったが解決には至らず、当事者間での交渉では解決が困難と判断し、令和 7 年 1 月 6 日に出雲簡易裁判所に対して債務不存在確認調停を申し立てた。その結果、

第1回調停時に相手方から同意書の提出があったので実際の通院期間の把握に伴う損害賠償額の提示を第2回調停時に行った。しかし、その際に本件事故によって後遺障害が発生したと主張があったため、第3回調停時に後遺障害診断書等の後遺障害の発生を裏付ける資料の提出を求めたが結局提出はなく、後遺障害の発生の有無が把握出来ず、話し合いによる解決が困難となり、調停不成立となった。

この状況を踏まえて、損害賠償債務を確定するために訴えを提起したもの。

4 判決の要旨

- (1) 大田市の相手方に対する本件事故に関する損害賠償債務は、金1,457,746円を超えては存在しないことを確認する。
- (2) 訴訟費用はこれを100分し、その3を大田市の負担とし、その余を相手方の負担とする。

5 議決後の対応

- (1) 相手方が大田市からの損害賠償額の支払に応じる場合は、速やかに相手方へ今回決定した損害賠償額を支払う。
- (2) 相手方が大田市からの損害賠償額の支払に応じない場合は、今回決定した損害賠償額を供託金として法務局へ届け出る。

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(以下略)